

法定外労災補償制度

建設共済保険のご案内

厚生労働省・国土交通省認可



令和4年度より
契約者割戻金制度を導入
しました。
詳細はパンフレット
12ページをご覧ください。

INDEX

■ 共済団の組織と運営	P 2
■ 建設共済保険の概要	P 3
■ 建設共済保険とは？	P 4
■ 年間完成工事高契約の特長	P 5
■ 年間工事高契約掛金早見表	P 6
■ 申込書の記入方法	P 7~10
■ 添付書類	P 11
■ 掛金の納付	P 11
■ 契約者割戻金制度（令和4年度より導入）	P 12
■ 保険金の請求手続きと給付	P 13~16
■ 契約における注意事項	P 17
■ 共済団の実施するその他の事業	P 17~18
■ 建設共済保険はなぜ障害7級までの補償なのか？	P 19
■ 法定外労災補償の公共工事費積算及び経審における加点评価	P 20
■ 参考資料	P 21~22

はじめに

公益財団法人建設業福祉共済団（以下共済団）が実施している主たる事業の建設労災補償共済保険（以下建設共済保険）は、労働福祉ならびに経営上の不測の危機への対処を柱として創設され、建設業の工事現場に従事する労働者が業務災害・通勤災害で死亡、重度の身体障害または傷病を受けた場合に保険金を支払う共済保険です。

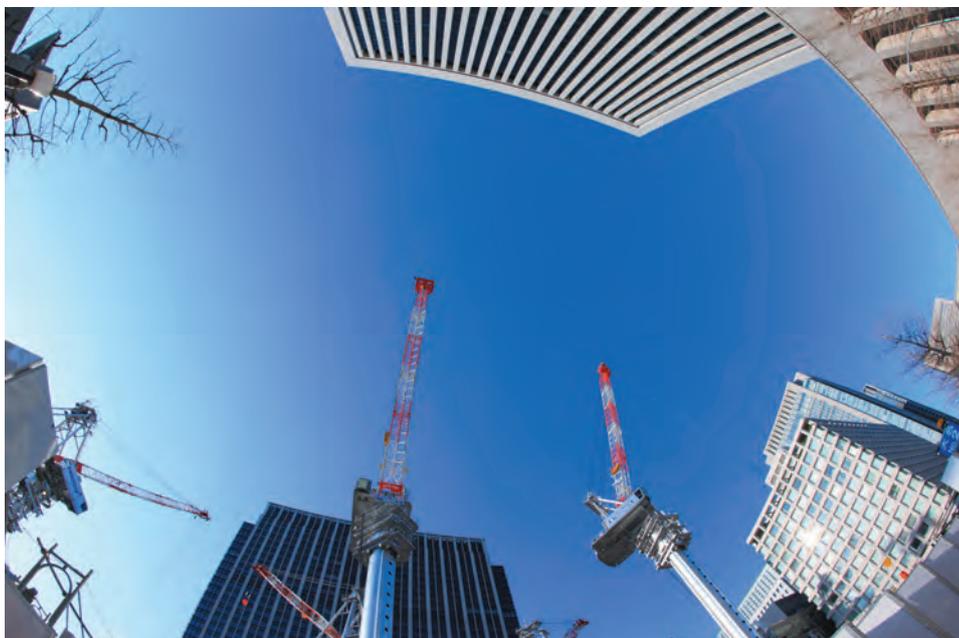
共済団では、法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に社団法人全国建設業協会（現一般社団法人全国建設業協会）と特約を結び、労働（現厚生労働省）・建設（現国土交通省）両省の認可を得て我が国で初めて法定外労災補償制度を創設し、現在は厚生労働・国土交通両省より特定保険業の認可を取得して保険業での運営を行っており、令和2年11月に制

度創設50周年を迎えております。

保険契約者は各都道府県建設業協会の会員ばかりでなく広く一般の建設業者も対象としており、現在に至るまで制度内容の改善を重ね、安い掛金で高額な補償を目指して業界と一体となって普及促進に当たってきた結果、加入事業所は全国の都道府県に及び、現在までに支払われた保険金も巨額な実績を上げるなど、他に類を見ない法定外労災補償制度となっています。また、共済団では建設共済保険をはじめとして、建設業の発展に資する目的をもって、育英奨学事業、助成事業等の公益事業を実施して実効を挙げております。

平成25年度からは公益財団法人として、より一層の労働者の福祉の向上（増進）や建設業の近代化等を目指して運営しており、平成28年度からは建設業における安全水準の向上を図ることなどを目的とした労働安全衛生推進事業を実施しています。

また、建設共済保険については、令和4年度から保険事業の経常収支の剰余金を契約者へ還元する契約者割戻金制度を導入して契約者の負担の軽減を図るなど、より一層充実した共済保険となっています。



共済団の組織と運営

《役員構成》

共済団では、積極的に業界の要望に応えるため、業界の代表を役員に迎え業務の執行に当たっていただいています。全建から会長を顧問に、専務理事を理事に、各都道府県建設業協会の代表の会長が理事および監事に就任しています。

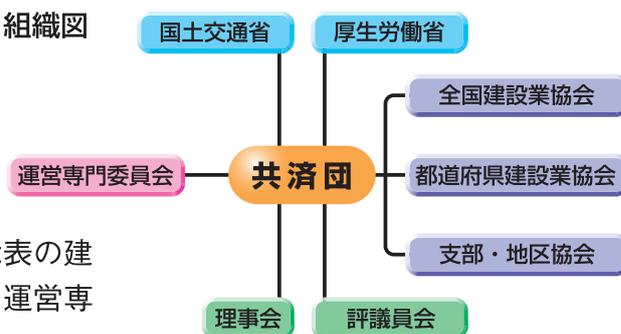
《評議員会》

評議員会は、都道府県建設業協会の会長および公益事業全般に対する有識者で構成され、共済団の運営上の重要な事項を審議し、その適正を図る機関となっています。

《委員会》

建設共済保険の普及促進並びに改善、育英奨学事業および建設業関係団体等が行う事業に対する助成等についての審議、また、建設業界のニーズに沿うべく、より幅広く業界の要望を取り入れるため、全建および各ブロック代表の建設業協会の専務理事または事務局長による運営専門委員会を設置しています。

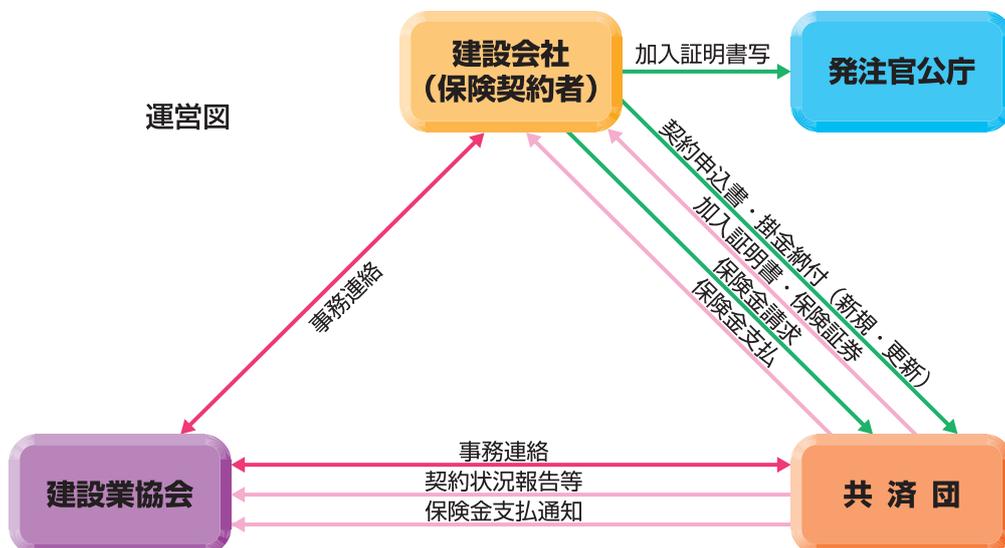
組織図



《建設共済保険の取扱機関》

建設共済保険は、各都道府県建設業協会、同支部(地区協会)が取扱機関となっています。各取扱機関と共済団は緊密な連携のもとに普及促進を図り、保険契約者の期待に沿うよう活動しています。

運営図



建設共済保険の概要

1 保険契約者

建設業法に定める建設業の許可を受けて建設業を営む事業主であればどなたでもご加入いただけます。

2 契約期間

いつからでもご加入いただけます。

契約開始日の前日までに掛金を納付いただくことで、ご希望される開始日から1年後の月末までが契約期間となります。

3 補償の範囲

保険契約者の施工する建設工事（注）に就労する労働者が、労災保険法で定める業務災害または通勤災害により次の①～③に該当した場合に保険金をお支払いします。

- ①死亡された場合
- ②障害等級1級～7級に該当された場合
- ③傷病等級1級～3級に該当された場合

（注）除草・除雪などの業務委託についても補償に含まれます。（別途売上高を計上いただきます。）また、保険契約者が元請となって施工する甲型共同企業体工事は別途手続きにより補償することができます。

《労災保険とは》

労働者の業務上の災害や通勤途上の災害に対して補償される政府管掌の保険制度であり、療養補償（治療費など）、休業補償、障害補償、遺族補償のほか、葬祭料、傷病補償年金などの保険給付があります。

4 被保険者の範囲

無記名で加入いただけますので、下請負人の労働者やパート・アルバイトなど流動性の高い労働者も補償します。

- ①自社雇用労働者（注）
 - ②下請負人が雇用する労働者
（労災保険の特別加入の対象となる下請企業の事業主及び役員は除きます。なお、一人親方の補償についてはお問い合わせください。）
 - ③保険契約者（労災保険の特別加入をすることができる方）
- （注）事務職員など建設業以外の事業（兼業）に就労する労働者及び保険契約者以外の役員等についても別途手続きにより補償することができます。

建設共済保険とは？

建設共済保険は、建設業及びこれに関連して行う建設業以外の事業に従事する労働者が業務・通勤災害により死亡したり、重度の身体障害を残した場合、または傷病の状態にある場合に国の労災保険の給付に上乗せして保険金を支払う制度です。

加入方式

(基幹契約)

年間完成工事高契約

被災者補償

諸費用補償

直前1年間の完成工事高(元請の甲型共同企業体工事高、海外工事高および消費税を除く。)に基づいて掛金を算出し、申込書類に記載の申込日と掛金の支払日のいずれか遅い日の翌日から1年間、保険契約者が施工する元請工事、下請工事にかかわらず、保険契約者の施工する建設工事現場(労災保険上の建設有期事業)に就労する保険契約者に雇用される労働者および、下請負人(下位の下請人を含む。)に雇用される労働者および保険契約者を補償する契約です。

但し、保険契約者が元請として請け負った甲型共同企業体工事現場と海外工事現場は補償範囲に含まれません。

(付随契約)

関連事業契約

被災者補償

諸費用補償

年間完成工事高契約の保険契約者を除く役員、保険契約者雇用の事務職員、建設業に関連して行う建設業以外の事業(労災保険上の林業および継続事業)で働く労働者を補償する契約です。

役員の補償については、労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の企業の事業主および役員)が対象となります。なお、実際に特別加入をしていなくても補償の対象となります。

(付随契約)

甲型共同企業体契約 (元請として行うもの)

被災者補償

諸費用補償

年間完成工事高契約の保険契約者が甲型共同企業体の代表者または構成員となった場合に、そのいずれか1社が別途契約して工事現場で働く労働者を年間完成工事高契約と同様に補償する契約です。 ※詳しくは共済団までお問い合わせください。

《建設共済保険の掛金について》

建設共済保険の掛金は次の1及び2で構成されており、ご契約の際はこれらを全体として共済団に払い込んでいただきます。

1. 掛金全体の82%を保険料相当分として建設共済保険事業に充当します。
2. 掛金全体の18%を共済事業相当分として労働安全衛生推進事業、育英奨学事業、一般助成事業に充当します。

(詳細は17, 18ページをご参照下さい。)

年間完成工事高契約の特長

1 掛金が安い

少ない経費で運営ができる共済保険。従ってその分掛金の安さとして還元できます。営利事業でないのが最大の強みです。

※掛金計算については6ページの掛金早見表をご参照ください。



2 災害発生時に企業が負担する諸費用も補償

被災者等に対する追加的補償はもちろんのこと、労働災害に起因して保険契約者が負担する諸費用を最大2,500万円まで補償します。

※詳細については15～16ページをご参照ください。



3 契約者割戻金制度で掛金負担が軽減 (令和4年度より導入)

毎年の保険事業の決算において、経常収支に発生した剰余金については契約者へ還元しますので掛金負担が軽減されます。

※詳細は12ページをご参照ください。

4 補償額の上限無し

同一事故で多数の方が被災された場合でも、それぞれの被災者に対して保険金を支払います。また、契約期間中に複数の事故が発生しても、それぞれの被災者に対して保険金を支払います。



5 下請労働者も補償

自社雇用の労働者に対する補償はもちろんのこと、下請企業に雇用される労働者も無記名で補償します。同一現場で元請企業と下請企業がともに加入していた場合、下請労働者が被災したときはそれぞれに保険金を支払います。



6 事業主補償

保険契約者である事業主（労災保険の特別加入をすることができるもの）は掛金を徴収せずに基幹契約に含めて補償します。



7 経営事項審査において15点の加点

申込手続き完了後、共済団から送付されます「加入証明書」を経営事項審査時にご提示いただきますと、加点評価されます。

※詳細については20ページをご参照ください。

共済団が行うその他の事業

①奨学金の給付(育英奨学事業)

建設共済保険で保険金が支払われた被災者の子供に対して、返済不要の奨学金を給付します。

※詳細については17ページをご参照ください。

②安全用品の頒布(労働安全衛生推進事業)

建設共済保険の保険契約者に対し、工事現場の安全衛生環境整備に関する物品を頒布します。

※詳細については18ページをご参照ください。

年間完成工事高契約掛金早見表

(年間掛金 単位：円)

完成工事高	業種	保険金区分合計					無事故割引率
		5,000万円	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	
1億円	土木一式	167,200	133,760	100,320	66,880	33,440	12%
	建築一式	63,800	51,040	38,280	25,520	12,760	
2億円	土木一式	296,400	237,120	177,840	118,560	59,280	22%
	建築一式	113,100	90,480	67,860	45,240	22,620	
5億円	土木一式	627,000	501,600	376,200	250,800	125,400	34%
	建築一式	239,250	191,400	143,550	95,700	47,850	
10億円	土木一式	1,102,000	881,600	661,200	440,800	220,400	42%
	建築一式	420,500	336,400	252,300	168,200	84,100	
20億円	土木一式	2,128,000	1,702,400	1,276,800	851,200	425,600	44%
	建築一式	812,000	649,600	487,200	324,800	162,400	
35億円	土木一式	3,591,000	2,872,800	2,154,600	1,436,400	718,200	46%
	建築一式	1,370,250	1,096,200	822,150	548,100	274,050	
50億円	土木一式	4,370,000	3,496,000	2,622,000	1,748,000	874,000	54%
	建築一式	1,667,500	1,334,000	1,000,500	667,000	333,500	
65億円	土木一式	5,434,000	4,347,200	3,260,400	2,173,600	1,086,800	56%
	建築一式	2,073,500	1,658,800	1,244,100	829,400	414,700	
80億円	土木一式	6,384,000	5,107,200	3,830,400	2,553,600	1,276,800	58%
	建築一式	2,436,000	1,948,800	1,461,600	974,400	487,200	
100億円	土木一式	6,460,000	5,168,000	3,876,000	2,584,000	1,292,000	66%
	建築一式	2,465,000	1,972,000	1,479,000	986,000	493,000	
250億円	土木一式	15,200,000	12,160,000	9,120,000	6,080,000	3,040,000	68%
	建築一式	5,800,000	4,640,000	3,480,000	2,320,000	1,160,000	
500億円	土木一式	28,500,000	22,800,000	17,100,000	11,400,000	5,700,000	70%
	建築一式	10,875,000	8,700,000	6,525,000	4,350,000	2,175,000	

※表記掛金は無事故割引を差し引いた金額です。別に分割回数に応じた払込割引率の適用があります。

※実際の掛金計算は、完成工事高からJV及び海外工事高を控除し、土木一式（他3工事）と建築一式（他25工事）に分けた工事高から算出します。

申込書の記入方法①

新規申込書の太枠内をまれなくご記入・ご捺印（1枚目・2枚目）ください。

① 申込日

掛金の支払日をご記入ください。

契約者欄の注意事項について

② 代表者印（丸印）

代表者名右側の捺印欄に必ずご捺印ください。
ご捺印がない場合は、申し込み手続きができませんのでご注意ください。

③ メールアドレス

契約更新のご案内で使用しますのでご記入ください。

④ 契約開始日

いつからでもご契約いただけます。
申込書類に記載の申込日と掛金支払日のいずれか遅い日の翌日から契約開始となりますので、その開始日をご記入ください。

⑤ 保険金区分合計

保険金区分は被災者補償保険金、諸費用補償保険金とも2,500万円、2,000万円、1,500万円、1,000万円、500万円の5種類から同額を選択し、両保険金の合計の保険金区分をご記入ください。

保険金区分合計表

* 障害・傷病等級は労災保険法と同じです。

保険金区分合計 (被災者補償保険金) (諸費用補償保険金)		5,000万円 (2,500万円) (2,500万円)	4,000万円 (2,000万円) (2,000万円)	3,000万円 (1,500万円) (1,500万円)	2,000万円 (1,000万円) (1,000万円)	1,000万円 (500万円) (500万円)
保険金の種類	死亡保険金 障害保険金（障害1・2・3級） 傷病保険金（傷病1・2・3級）	5,000万円	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
	障害保険金（障害4・5級）	4,000万円	3,200万円	2,400万円	1,600万円	800万円
	障害保険金（障害6・7級）	3,000万円	2,400万円	1,800万円	1,200万円	600万円

※被災者補償保険金については、表中の金額を上限として被災者へ実際に支払った金額を保険契約者にお支払いいたします。

⑥ 従業員代表

従業員代表（代表者、役員以外の労働者の方）は契約概要を了承の上、ご署名・ご捺印ください。
なお、従業員がない場合は「なし」とご記入ください。

⑦ 登録口座記入欄

契約者割戻金をお振り込みする金融機関をご記入ください。
口座情報の記入についてはご契約者様名義の法人口座をご記入ください。なお、法人口座がない場合は、代表者の個人口座をご記入ください。
取得した口座情報については契約者割戻金制度以外に使用しません。
※契約者割戻金制度の詳細については12ページをご参照ください。

建設労災補償共済保険新規申込書

公益財団法人 建設業福祉共済団 御中

申込日：令和〇〇年〇〇月〇〇日

裏面の重要事項に同意し下記のとおり申し込みます。

※契約者欄及び従業員代表欄（1枚目・2枚目）に必ずご捺印ください。

都道府県名 東京		支部名	取扱機関コード □□-□□□
所在地 〒105-0001 港区虎ノ門1-2-8	フリガナ トラノモンケンセツカブシキカイシャ	TEL 03-3591-8451	
事業所名 虎ノ門建設株式会社	代表者名 代表取締役 虎ノ門太郎	FAX 03-3591-8474	
担当者名 労務 部 安全 課	氏名 山本花子	E-MAIL XXXXXX@toranomon.co.jp ※メールアドレスもあわせてご記入ください。	
被災者補償・諸費用補償 保険金区分合計	1,000万円	契約開始年月日 令和XX年7月25日	契約終了年月日 令和△△年7月31日
従業員代表	契約概要を了承の上、契約の締結に同意します。		山田一郎 
必ず署名・捺印してください。なお、従業員がいない場合は「なし」とご記入ください。			

○ 登録口座記入欄 ※取得した口座情報については契約者割戻金制度以外には使用しません。

フリガナ	〇〇	〇〇	預金種別	<input checked="" type="radio"/> 普通	<input type="radio"/> 当座
銀行	〇〇	〇〇	本店	口座番号 右詰めでご記入ください。	
	〇〇	〇〇	支店	X	X
	金融機関コード	支店コード	出張所	X	X
	X	X		X	X
郵便局	郵便局	郵便貯金番	記号	-	番号
フリガナ	トラノモンケンセツ	(カ)	(ダイ)	トラノモン タロウ	
口座名義	虎ノ門建設株式会社代表取締役 虎ノ門太郎				

【添付書類】

- 年間完成工高契約
 1. 経営事項審査申請書の工事種別完成工事高の「写」、又は直前3年の各事業年度における工事施工金額・様式第3号（第2条関係）の「写」。
 2. 控除額通知書（直前1年間の完成工事高に元請の甲型共同企業体工事高及び海外工事高が含まれている場合は、その工事高を控除額通知書に記載し添付してください。）
 3. 払込金受領証の「写」。
- 関連事業契約

契約をする各事業種類毎の労働保険概算・確定保険料申告書の「写」、又は労働保険料納入通知書の「写」。

申込書の記入方法②

年間完成工事高契約

⑧完成工事高

完成工事高は経営事項審査申請書の「工事種類別完成工事高」または「直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式3号)」上に記載されている直前1年間の完成工事高から元請の甲型共同企業体工事高、海外工事高および消費税を除き、建設工事種類別にまとめた金額をそれぞれの欄にご記入ください。

⑨掛金率

保険金区分合計と建設工事種類により掛金率合計が決まりますので、次の表に該当する掛金率合計と次の算式により算出した掛金を円未満は切り捨ててにご記入ください。

$$\text{■算式} \dots\dots \frac{\text{直前1年間の完成工事高} \times \text{掛金率合計}}{1,000} = \text{表定掛金} \quad (\text{千分率})$$

掛金率合計表

保険金区分合計		5,000万円	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
建設工事種類	土木一式工事 とび・土工・コンクリート、水道施設、解体	1.90	1.52	1.14	0.76	0.38
	建築一式工事 大工、左官、石、屋根、電気、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、ぼ装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、造園、さく井、建具、消防施設、清掃施設、その他工事(除草、除雪含む)	0.725	0.58	0.435	0.29	0.145
	水力発電施設、隧道等新設事業	4.80	3.84	2.88	1.92	0.96

(注) 土木一式工事の中に、労災保険上で水力発電施設・隧道等新設事業に該当する工事が含まれている場合は、その工事高を抜粋し水力発電施設・隧道等新設事業の欄に記入してください。

⑩無事故割引率

完成工事高(元請の甲型共同企業体工事高、海外工事高を含む)に応じて、次の表に該当する割引率をご記入ください。なお、保険金支払いがあった場合は、支払率および支払額により翌年の割引率が変更されることがあります。

完成工事高	2億円未満	2億円以上5億円未満	5億円以上10億円未満	10億円以上20億円未満	20億円以上35億円未満	35億円以上50億円未満
割引率	12%	22%	34%	42%	44%	46%
完成工事高	50億円以上65億円未満	65億円以上80億円未満	80億円以上100億円未満	100億円以上250億円未満	250億円以上500億円未満	500億円以上
割引率	54%	56%	58%	66%	68%	70%

関連事業契約

年間完成工事高契約の付随契約です。補償を希望される部分を申込書にご記入ください。なお、契約期間および保険金区分合計は年間完成工事高契約と同一になります。

⑪労災・前年度確定保険料

事業種類および労災・前年度確定保険料を円単位でご記入ください。

⑫掛金率

保険金区分合計と事業種類により掛金率合計が決まりますので、次の表に該当する掛金率合計と次の算式により算出した掛金を円未満は切り捨ててにご記入ください。

$$\text{■算式} \dots\dots \frac{\text{労災・前年度確定保険料} \times \text{掛金率合計}}{100} = \text{掛金}$$

掛金率合計表

保険金区分合計		5,000万円	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
事業種類	その他の各種事業 (事務職員等) (94)	35	28	21	14	7
	林業 (02)(03)	90	72	54	36	18
	採石業 (25) その他の鉱業 (26)	65	52	39	26	13
	貨物取扱事業 (72) 清掃、火葬、と畜の事業 (91)	45	36	27	18	9
	金属製品製造業 又は金属加工業 (54)	30	24	18	12	6
	ガラス又はセメント 製造業 (48)	20	16	12	8	4

(注) 上記事業種類以外の加入をご希望の場合は、共済団までお問い合わせください。(事業種類は労災保険法と同じです。)

3枚目が契約者用「控」です。

共済団用 正

○ 年間完成工事高契約（基幹契約）

建設工事種類	④ 直前1年間の完成工事高 (JV、海外工事高及び消費税を除く)	⑤ 掛金率合計	掛金 ④×⑤
土木一式工事（他3工事）	234,567 千円	0.38 / 1,000	89,135 円
建築一式工事（他25工事）	89,123 千円	0.145 / 1,000	12,922 円
水力発電施設、隧道等新設事業	千円	/ 1,000	円
合計	323,690 千円		102,057 円
無事故割引率 ⑥ 22 %		⑦ = ⑤ × ⑥	△ 22,452 円
⑧ 年間完成工事高契約掛金小計		⑧ = ④ - ⑦	79,605 円

※円未満は切り捨ててください。

○ 関連事業契約（付随契約）

コード	事業種類	⑨ 労災・前年度確定保険料	⑩ 掛金率合計	掛金 ⑨×⑩
94	その他の各種事業(事務職員等)	56,780 円	7 / 100	3,974 円
		円	/ 100	円
		円	/ 100	円
		円	/ 100	円
		円	/ 100	円
	小計			3,974 円

貴社役員補償氏名記載欄			
※保険契約者を除いた貴社の役員のうち、補償を必要とする役員氏名を記入してください。			
虎ノ門 二郎			
虎ノ門 三郎			
貴社役員（1人当たり年間掛金）	7,200 円	2 人	⑪ = ⑫ × ⑬ 14,400 円
⑭ 関連事業契約掛金小計			⑭ = ⑩ + ⑪ 18,374 円

14

掛金分割回数	/ 回
※完成工事高合計が1億円以上の場合には年4回まで分割払いができます。	

⑮ 払込割引率の適用条件
完成工事高合計が1億円以上の場合に年1回払いのときは2%、年2回分割払いのときは1%の払込割引率が適用されます。
なお、年3回、4回払いのときは適用されませんのでご注意ください。

⑮ 完工・関連掛金 合計	⑮ = ⑩ + ⑪ 97,979 円
⑯ 払込割引率 (1%) (2%)	⑯ = ⑮ × ⑰ △ 1,959 円
⑱ 差引払込掛金 合計	⑱ = ⑮ - ⑯ 96,020 円

15

初回払込掛金	96,020 円
2回目以降分割払込掛金合計	円

⑬ 貴社役員補償氏名欄（保険契約者である事業主氏名は記載しないでください。）

保険契約者を除く貴社の役員で、補償を必要とする役員氏名をご記入ください。事業主および貴社の役員の補償については、労災保険の特別加入をすることができる方（従業員300人以下の企業の事業主および役員）が対象となります。なお、実際に特別加入をしていなくてもご加入いただけます。

■算式……1人当たりの年額×人数＝掛金

保険金区分合計	5,000万円	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
1人当たりの年額	36,000円	28,800円	21,600円	14,400円	7,200円

※一人親方の加入については、共済団までお問い合わせください。

⑭ 分割回数

完成工事高合計が1億円未満の場合は、1回（全額）でお振り込みください。完成工事高合計が1億円以上の場合は年4回まで分割払いができます（この場合の完成工事高は、元請の甲型共同企業体工事高・海外工事高を含んだ直前1年間の完成工事高です。）。

⑮ 払込割引率

※円未満は切り捨ててください。

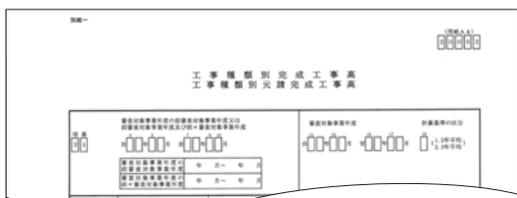
完成工事高合計が1億円以上で、年1回（全額）払いのときは完工・関連掛金合計の2%、年2回払いのときは1%の払込割引率が適用されます。該当する率を○で囲み、割引額を算出してください。年3回、4回払いのときは割引はありません。

添付書類

※共済団が必要と認める場合には、下記以外の書類提出をお願いする場合があります。

■年間完成工事高契約

経営事項審査申請書の「工事種別別完成工事高」の写し



または決算変更届(建設業許可関係)の「直前三年の各事業年度における工事施工金額」の写し

様式第三号(第二条、第十三条の二、第十三条の三関係) (用紙A4)

直前3年の各事業年度における工事施工金額

事業年度	注文者の区分	許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
		工事	工事	工事	工事		
元	公共						
民	民間						

■控除額通知書

注) 元請の甲型共同企業体工事高、海外工事高の控除がある場合に添付してください。

控除額通知書 (年間完成工事高)

事業所名: _____

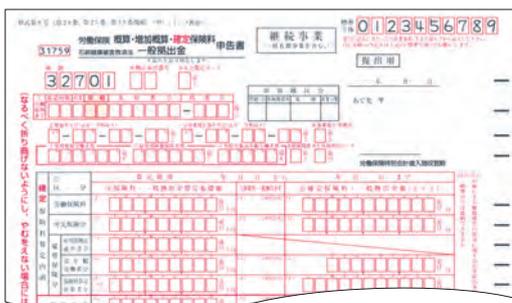
契約番号: _____

代表者名: _____ (印)

控除番号 又は共同企業体名	建設工事種別	工事現場名	工事高(消費税を欠)

■関連事業契約

労働保険「概算・確定保険料申告書」の写し



労災保険の手続きを事務組合に委託している方は「労働保険料納入通知書」の写し

■払込金受領証の写し



掛金試算を希望される方は、申込書に7ページの⑤、9ページの⑧、10ページの⑭(関連事業契約を含める場合は9ページの⑪、10ページの⑬も)を記入の上、添付書類とともに共済団までFAX等でご送付ください。

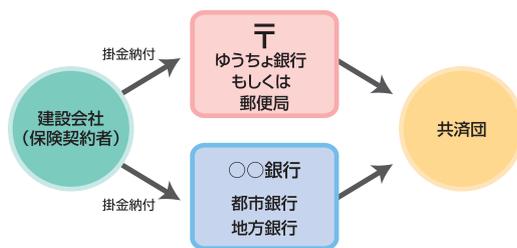
掛金の納付

掛金の納付は、共済団の「銀行・郵便局の共通振込用紙」により銀行振込と郵便振替のいずれかの方法で払い込んでいただけます。なお、振込用紙の裏面に記載されている銀行の本支店、ゆうちょ銀行もしくは郵便局から納付された場合は送金手数料がかかりません。

ただし、ゆうちょ銀行もしくは郵便局からお振り込みされる場合、「現金扱い」でのお振り込みには払込人(ご依頼人)が負担する手数料がかかる場合がありますのでご注意ください。

払込金受領証(銀行またはゆうちょ銀行もしくは郵便局)は、共済団の領収書に代わりますので大切に保管してください。

※掛金を分割払いにしている場合、2回目以降の振込用紙は納付予定日の1ヶ月前に共済団から送付します。



契約者割戻金制度 (令和4年度より導入)

当財団の実施する建設共済保険は、令和4年度から決算日(3月31日)において有効に成立している保険契約を対象とした契約者割戻金制度を導入しました(割戻金のお支払いは同年度決算終了後の令和5年度からになります)。

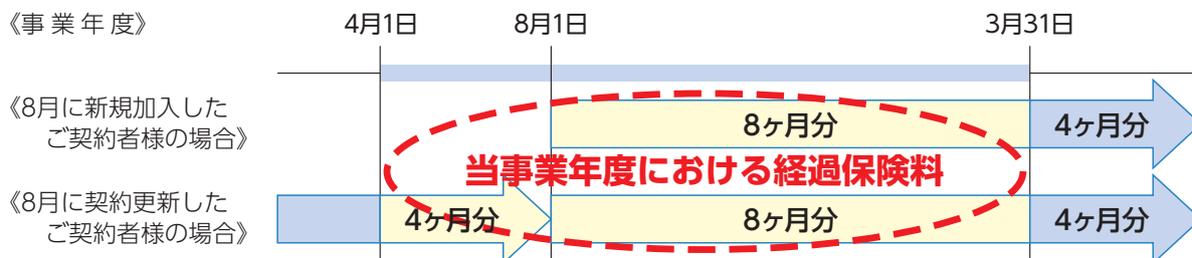
契約者割戻金制度とは、毎年の保険事業の決算[お振り込みいただいた掛金全体のうち保険料相当分にあたる82%]において経常収支の剰余金が発生した場合に、その全額を原資として主務官庁の認可を得た所定の方法により計算した金額をご契約者様に割り戻す制度であり、割戻金が支払われることにより掛金の負担が軽減されます。

〔契約者割戻金の算出イメージ〕



注1： 契約者割戻金の基準となる保険料（契約者割戻基準保険料）は、契約者割戻金を支払う保険契約の当事業年度における経過保険料（当事業年度中の保険期間に対応する保険料とし、事業年度を跨る保険料については事業年度ごとの保険料を区分して算出）になります。

〔当財団の事業年度は4月1日から3月31日〕



注2： 契約者割戻金の原資となる剰余金は、年度間の衡平性と制度の安定性を確保するため、当事業年度を含む過去3ヶ年の平均値を用いて延べ払いされることとなりますが、この平均値を当事業年度における契約者割戻基準保険料の総額で除した値が契約者割戻率になります。

注3： 契約者割戻基準保険料に割戻率を乗じた値（10の位を四捨五入して100円単位）が個々のご契約者様にお支払いする契約者割戻金になります。

ただし、契約者割戻率が0（剰余金が3年連続して0）となった年度分の割戻金はありません。また、契約者割戻金の額が100円に満たないご契約者様、当事業年度の決算日（3月31日）において保険契約が有効に成立していないご契約者様には支払いはありません。

なお、契約者割戻金は、年間完成工事高契約および関連事業契約にあっては、翌事業年度の9月末日までに、甲型共同企業体契約にあっては、共同企業体契約の保険料の精算日が属する事業年度の翌事業年度の9月末日までにお支払いします。

※詳細については当団HPをご確認ください。

保険金の請求手続きと給付

《災害の通知》

労災保険法に定める業務災害または通勤災害の発生により、死亡、障害1級から7級、傷病1級から3級までのいずれかの等級に該当するときは、共済団へご連絡ください。

共済団は、直ちに必要書類を送付しますので、次の手続きをしてください。

《請求について》

被災者が自社雇用の場合は、被災者補償保険金および諸費用補償保険金を同時に請求してください。

被災者が下請雇用の場合は、被災者等との合意額が決定してから請求してください。被災者等との合意額が決定するまでに日時を要する場合は先に諸費用補償保険金を請求できます。

ただし、被災者補償保険金を被災者等にまったく支払わない場合は、諸費用補償保険金は請求できません。

《請求書類》

- 1 保険金請求書(所定用紙)【被災者補償保険金・諸費用補償保険金共通】
 - 2 「労災保険支給決定通知」の写(所轄労働基準監督署発行)
 - 3 労働者死傷病報告(別紙略図含む)の写(所轄労働基準監督署受付済)
 - 4 数次の請負関係があるときは請負契約書または注文書の写
 - 5 被災者またはその遺族への被災者補償保険金支払いを確約する誓約書
 - 6 被災者が下請雇用の場合で被災者補償保険金を請求する際は、被災者またはその遺族との示談書等の写
- なお、被災者補償保険金を請求する際に諸費用補償保険金を既に受け取っていた場合は、請求書類2,3,4は不要です。

※死亡災害にあつては、労災保険支給決定通知の写がなくとも保険金は請求できますが、その場合であっても労災認定後に労災保険支給決定通知の写を速やかに提出してください。

その他、共済団が必要と認める場合には、上記以外の書類提出をお願いすることがあります。提出部数各1通

《保険金支払》

保険金は死亡保険金、障害保険金および傷病保険金の3種類に分かれており、給付はすべて一時金で、労災保険法に定める業務災害または通勤災害の発生により、死亡、障害1級から7級、傷病1級から3級までのいずれかの等級に該当した場合に被災者補償保険金および諸費用補償保険金を支払います。

ただし、被災者補償保険金は、被災者が自社雇用の場合は契約金額の全額を支払い、被災者が下請雇用の場合は契約金額を限度として被災者等との合意額における貴社が負担すべき金額を支払います。

なお、被災者補償保険金を被災者等にまったく支払わない場合は諸費用補償保険金は支払わず、既に諸費用補償保険金を受け取っていた場合は全額返還していただきます。

《保険金受領後》

指定金融機関への入金を確認後、速やかに共済団所定の「建設労災補償保険金受領証」を提出してください。

被災者補償保険金は全額被災者等へお支払いください。

また、被災者補償保険金の受領後30日以内に、受領書(写)等の被災者等へ対しての支払いを証する書類を提出してください。

被災者等との合意額が保険契約者以外の関係者と被災者等との協議によって決定され、保険契約者とその補償を行った当該関係者に対しお支払いされる場合は、当該関係者から保険契約者への受領書(写)等となります。

《《保険金の多彩な特色》》

1 建設業では、重層する請負契約の関係から、元請も下請も建設共済保険へ重複加入することがありますが、この場合に下請の労働者が被災したとき、保険金は元請と下請へそれぞれの契約保険金区分を上限として支払われます。

ただし、被災者一人に対する被災者補償保険金および諸費用補償保険金はそれぞれ支払限度額を設けており、当該保険契約者の保険金区分合計金額が、死亡または障害・傷病の1級から3級の場合は5,000万円、障害4・5級の場合は4,000万円、障害6・7級の場合は3,000万円を超過するときに当該保険契約者の保険金区分に按分して支払います。

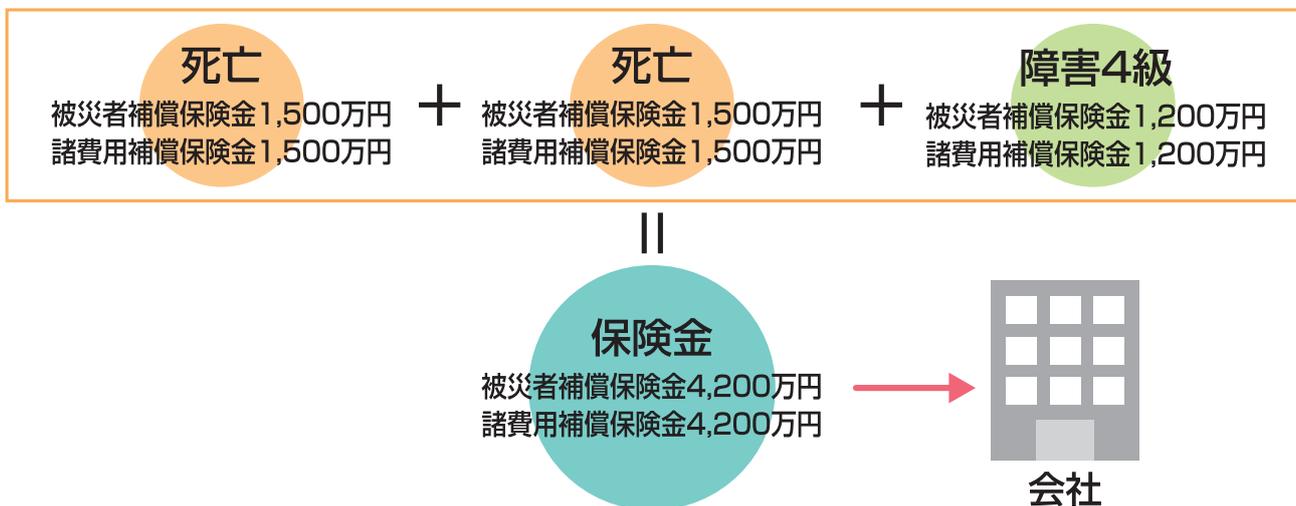
なお、被災者を雇用している保険契約者については按分せずに保険金区分に応じた全額を支払い、他社雇用の保険契約者については支払限度額から被災者雇用の保険契約者分の保険金区分を差引いた残りの保険金額を保険金区分により按分した額を上限として支払います。

【例】 元請と下請がともに被災者補償保険金区分1,500万円・諸費用補償保険金区分1,500万円 保険金区分合計3,000万円に加入のとき（1事故で下請の労働者が1人死亡）



2 保険金は、被災者1人に対するものですので、同一事故で死傷者が多数に及んだ場合でも、同一現場における複数事故でもそれぞれに保険金が支払われます。

【例】 自社雇用の労働者が1事故で2人死亡、1人障害4級のと看（被災者補償保険金区分1,500万円・諸費用補償保険金区分1,500万円 保険金区分合計3,000万円）



《保険金の支払方法》

■ 保険金の種類

保険金は、被災者等に対して追加的補償を行う保険金(被災者補償)と、労働災害の再発防止の費用等労働災害に起因する企業の諸費用を補償する保険金(諸費用補償)で構成されています。

保険金の種類は、「死亡保険金」「障害保険金(障害1～7級)」「傷病保険金(傷病1～3級)」になります。

保険金区分合計 (被災者補償保険金) (諸費用補償保険金)	5,000万円 (2,500万円) (2,500万円)	4,000万円 (2,000万円) (2,000万円)	3,000万円 (1,500万円) (1,500万円)	2,000万円 (1,000万円) (1,000万円)	1,000万円 (500万円) (500万円)
死亡保険金 障害保険金(障害1・2・3級) 傷病保険金(傷病1・2・3級)	5,000万円 (2,500万円) (2,500万円)	4,000万円 (2,000万円) (2,000万円)	3,000万円 (1,500万円) (1,500万円)	2,000万円 (1,000万円) (1,000万円)	1,000万円 (500万円) (500万円)
障害保険金(障害4・5級)	4,000万円 (2,000万円) (2,000万円)	3,200万円 (1,600万円) (1,600万円)	2,400万円 (1,200万円) (1,200万円)	1,600万円 (800万円) (800万円)	800万円 (400万円) (400万円)
障害保険金(障害6・7級)	3,000万円 (1,500万円) (1,500万円)	2,400万円 (1,200万円) (1,200万円)	1,800万円 (900万円) (900万円)	1,200万円 (600万円) (600万円)	600万円 (300万円) (300万円)

■ 保険金の支払方法は次のとおりになります。

◎被災者補償保険金

ご契約いただいた保険金額を上限額として保険契約者に支払います。

ただし、保険契約者が被災者等に支払った金額または支払うことが確定している金額が上限額を下回る場合は、その金額を保険契約者に支払います。

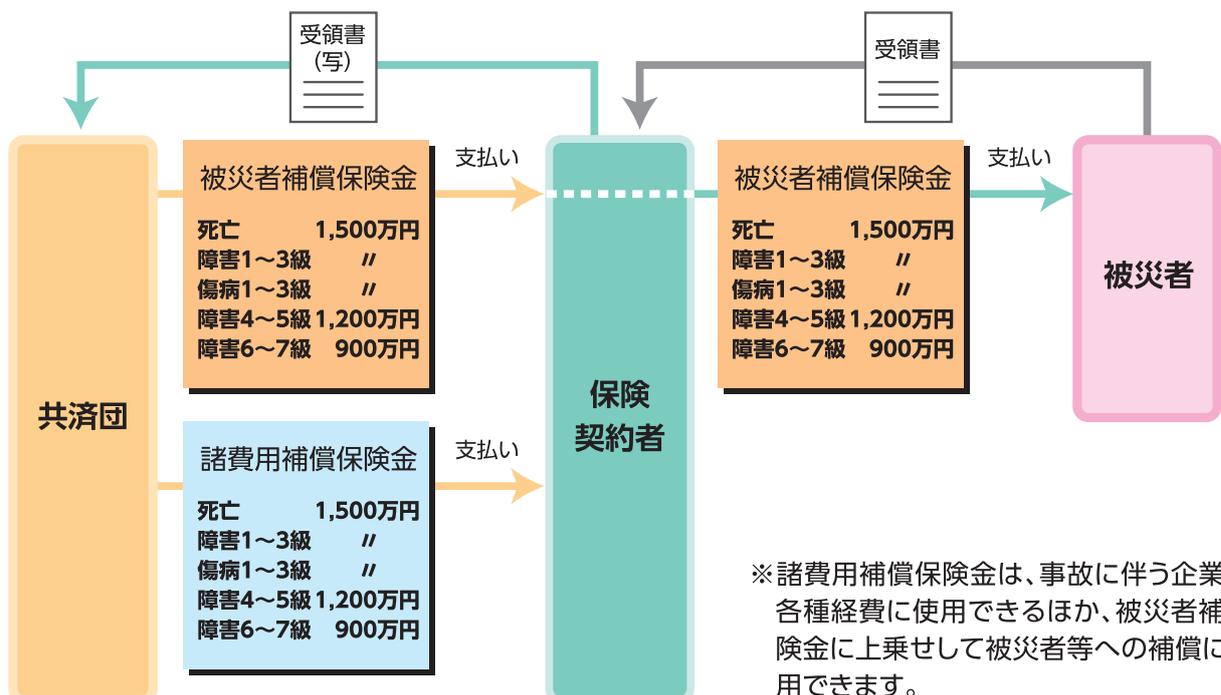
◎諸費用補償保険金

保険契約者が被災者補償保険金を被災者等に支払った場合または支払うことが確定している場合に、ご契約いただいた保険金額を保険契約者に支払います。

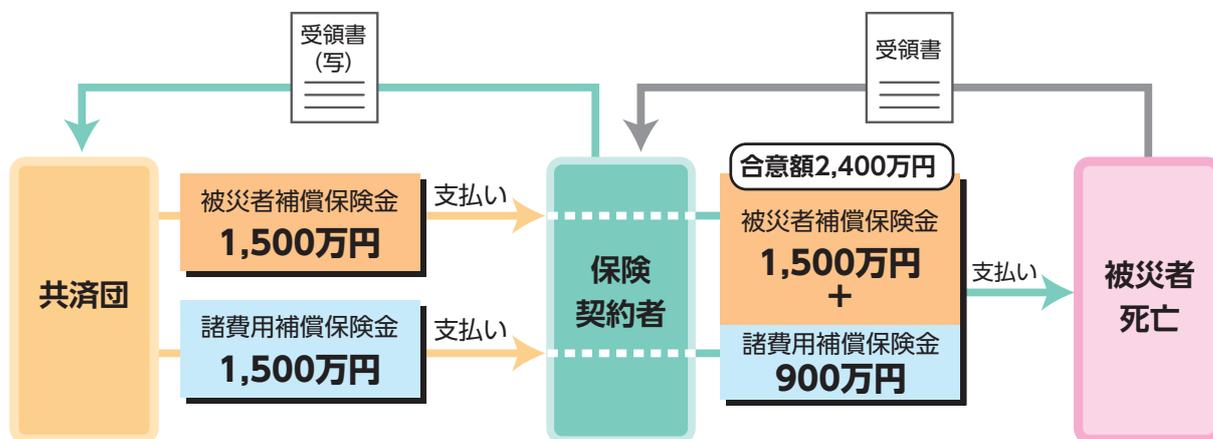
従って、被災者補償保険金を被災者等に全く支払わない場合は、諸費用補償保険金は支払いません。

また、既に諸費用補償保険金を受領している場合は全額返還していただきます。

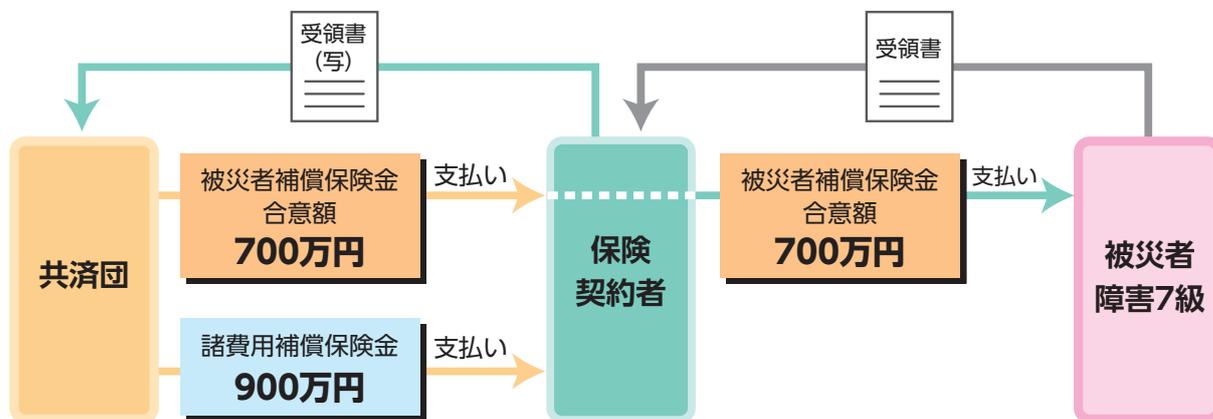
① 保険金区分合計 3,000 万円で加入していて労働者が 1 名被災



- ② 保険金区分合計3,000万円で加入していて労働者が1名死亡
〔保険契約者の負担額が2,400万円のケース〕



- ③ 保険金区分合計3,000万円で加入していて労働者が1名被災し、障害7級（保険金区分合計1,800万円）に該当
〔保険契約者の負担額が700万円のケース〕



※このパンフレットは、「建設共済保険（法定外労災補償制度）」の概要をご紹介します。
ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」を良くお読みください。

契約における注意事項

保険契約者は、共済団と契約していることを従業員等に周知してください。周知の方法は、右記のような案内を事業所内に掲示するか、または従業員等に配布してください。なお、ご契約いただいた保険金区分合計及び連絡先を必ずご記入ください。※ご加入時に記載例をご送付します。

《例》

当社は 公益財団法人 建設業福祉共済団 の
建設労災補償共済保険（法定外労災補償制度）契約に加入しています。

【契約の仕組み】
建設業等に従事する労働者が業務上又は通勤途上の事故により死亡、重度の身体障害を残した場合、又は傷病の状態にある場合に国の労災保険の給付に乗せて一定額の保険金を支払うものです。

【契約の主な内容】

従業員等の皆様からの特段の申し出が無い場合は、契約内容をご理解いただいたものとします。

<p>連絡先(保険契約者)</p> <p>〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇〇〇〇〇 株式会社 〇〇建設 TEL: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇</p>	<p>契約の引受先</p> <p>〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8(虎ノ門野スタワー11階) 公益財団法人 建設業福祉共済団 URL: https://www.kyousaidan.or.jp</p>
--	--

共済団の実施するその他の事業

建設共済保険の掛金は、掛金全体の82%を保険料相当分として建設共済保険事業を実施し、掛金全体の18%を共済事業相当分として次の事業を実施しています。

《育英奨学事業》

共済団では以下に定める被災者の子供に対し、返済不要の奨学金を継続して給付する育英奨学事業を実施しています。

奨学生および要保育児の範囲

奨学生または要保育児となる者の範囲は、建設業（関連事業を含みます。）に就業中業務災害または通勤災害により死亡、障害1級から3級または傷病1級から3級に該当し、共済団が行う建設共済保険の保険金が支払われた者の子で、大学・高等学校・中学校および小学校に在学する者、または毎年当該年度に属する4月1日において6歳未満であり、保育所・幼稚園等に預けられている者です。

奨学生の在学する学校および保育所・幼稚園等の種類

大学および高等学校には、次の学校等を含みます。

大 学	短期大学、高等専門学校第4～5学年、専修学校・専門課程および職業訓練施設等（高等学校卒業生対象課程）
高等学校	高等専門学校第1～3学年、専修学校・高等または一般課程、盲学校・ろう学校・養護学校の高等部および職業訓練施設等（中学校卒業生対象課程）

保育所・幼稚園等は、児童福祉法第39条に規定する保育所、学校教育法第22条に規定する幼稚園、および託児施設（無認可保育所、会社の託児施設等を含みます。）とします。

奨学金の額（2022年4月現在）

	月額	年額
大 学	39,000円	468,000円
高等学校	18,000円	216,000円
中 学 校	16,000円	192,000円
小 学 校	12,000円	144,000円
要保育児	12,000円	144,000円

《労働安全衛生推進事業》

1 現場の安全衛生環境整備のための物品の頒布

○年間掛金に応じた安全衛生用品の頒布。

安全衛生用品の頒布につきましては、契約成立時の年間完成工事高契約及び関連事業契約の掛金の合計額(年間掛金)に応じて用品の送付またはポイントが付与されます。

年間掛金が20万円未満のご契約者様には当団で指定した用品をご送付します。用品の具体的な内容につきましては当団HP上でご確認ください。

年間掛金が20万円以上のご契約者様には安全衛生用品カタログ(安全衛生用品送付のお知らせ)をご送付しますので、カタログ掲載の用品の中から、付与されたポイント内でご希望の用品をご選択ください。

なお、配送については本用品を取り扱うミドリ安全(株)よりご送付します。

(参考)過去に頒布された安全衛生用品について

年間掛金5万円未満

「吸汗ヘルメットインナー 2個、手袋 ハイグリップ天然ゴムライナー 10双 など」

年間掛金5万円以上10万円未満

「布メッシュマスク 10枚、LED照明 乾電池式 1本 など」

年間掛金10万円以上20万円未満

「接触感染防止手袋 20双、パーソナル快適チェッカー 3台 など」

年間掛金20万円以上

「衛生用品(除菌消臭剤、ハンドクリーナータオル他)、墜落防止用器具(フルハーネス、ランヤード)、防災用品(救助工具セット、多目的LEDライト他) など」

2 女性の就労環境向上のための助成

○現場の女性専用トイレの導入及び女性専用更衣室(ロッカー付)設置の費用に対する助成。

本導入費用の助成申請については、お問い合わせのうえ手続き願います。

3 現場の安全衛生の推進に積極的に取り組まれた方への表彰

無事故現場の安全指導及び模範と認められる方を表彰し、同意を得て所属企業名・氏名を共済団のホームページに掲載します。

4 現場の安全衛生水準を向上させるための地域に開かれた教育訓練施設等の新設、改修に対する助成

5 労働安全衛生に関する講習会の開催

《一般助成事業》

建設関係団体の実施する建設業の担い手確保・育成等の社会貢献、公益事業活動に対して助成を行います。

建設共済保険はなぜ障害7級までの補償なのか？

労災保険で認定される障害等級は1～14級までありますが、建設共済保険が補償対象とする障害1～7級・傷病1～3級に認定される多くの被災労働者は、元の職場へ復帰できない状況に立ち至ることになるため、いわば生計維持費として労災保険において年金が支給される仕組みになっています。

他方、年金額もそれまでの年収額を下回り、被災労働者や家族の生活を圧迫し、企業との間に補償をめぐるトラブルが生じることも少なくありません。

このような事情から、建設共済保険では、被災労働者等への基本的な補償は労災保険において相当程度カバーされていることを考慮し、軽度の障害を広く補償対象とすることで掛金の負担増を招くことを避け、特に障害7級までの重度障害の上乗せ補償に重点を置いて、安い掛金で高額な補償が得られるように設定されています。

障害7級までの補償に絞った安い掛金! 上乗せ補償は建設共済保険!

建設共済保険では、障害8～14級のケガや後遺障害の残らない軽度のケガについては補償がありません。特に入院通院費の支払いが無い点を指摘されることもありますが、全額事業主が負担する国の労災保険から相応の補償がなされています。

障害8～14級については、特別支給金という定額の一時金が65～8万円支給されます。これは当座の諸費用に充てることのできる一時金と考えられますが、仮に入院通院費一日当たり5千円として換算すると130～16日分に相当します。

加えて本体補償給付として給付基礎日額の503～56日分が支給され、賞与があった労働者には付加補償給付として本体補償給付の2割相当(最大で206.7～23万円)が加算されます。

いずれの一時金も会社を通さず直接本人に支給されますが、仮に給付基礎日額が1～1.5万円(月給に換算すると30～45万円相当)なら、合算して8級の場合668～970万円、14級の場合75～109万円になります。労災保険では入院・通院の実費等を含めて労災医療費はかかりませんし、休業4日目からは休業補償給付として給付基礎日額の8割が支給されます。さらに被災後も雇用所得が期待できるというのが国の基本的な考え方です。

また、後遺障害の残らない軽度のケガの場合も労災医療費はかかりませんし、休業4日目からは休業補償給付が支給され、ケガが治れば元の職場にも復帰できます。

これに対し、雇用所得が望み難いため相応の年金給付となる障害1～7級・傷病1～3級の被災労働者については、当座必要な一時金としては特別支給金が342～159万円支給されるにとどまります。

ここに慰謝料としてもご活用いただける建設共済保険の高い必要性があり、例えば保険金区分合計1,000～2,000万円に加入すれば障害7級ならば600～1,200万円を適宜上乗せすることで、国の補償内容と合わせると、障害8級以下とのほぼバランスのとれた対応も可能となります。

この機会に、国の労災補償を土台として設計された建設共済保険の加入について、是非ご検討ください。

法定外労災補償の公共工事費積算 及び経審における加点評価

全建は、労災保険の改正を政府に建議する一方、業界全体の共済システム確立のため、企業経営に大きな負担となる労働災害の補償について、再度にわたり公共工事費に法定外労災補償の掛金相当額を積算するよう建設省（現国土交通省）に要望（P21 上段資料参照）を重ねた結果、土木工事諸経費率の改定に際して公共工事の現場管理費の中に法定外労災補償掛金相当額が積算されるようになりました。（昭和51.8.1）

建設省（現国土交通省）では、この積算を機会に建設共済を（1）安い掛金で高額補償（2）余裕金の還元等を可能な限り実現するよう指導する方針とした上で、労働省（現厚生労働省）主管の共済団を新たに労働・建設（現厚生労働・現国土交通）両省共管法人とするとともに都道府県、政府関係機関あて加入勧奨に関する通達等（P21 下段・22 上段資料参照）が出され、都道府県においては、市町村および関係先へ同趣旨の加入勧奨通達を出されました。特に都道府県は、その履行確保のため、加入証明書の提出義務づけ、入札参加資格審査でのチェック等により積極的な行政指導を行うようになりました。

更に平成6年6月に建設省（現国土交通省）告示（P22 下段資料参照）により法定外労災補償制度が主観的項目から客観的項目に改正され、経営事項審査において労働福祉の状況の中で加点評価されるようになりました。

このことは、法定外労災補償の重要性が官民意識の中に定着したものといえます。



参考資料

建設大臣 仮谷 忠男 殿

全建勤発110号
昭和50年11月22日

社団法人 全国建設業協会
会長 鴻池 藤一

建設労災補償共済掛金の積算方について要望

本会は、昭和45年に建設業界における建設労災補償共済制度を創設、各都道府県建設業協会を取扱機関として、広く業界内に実施して以来、すでに8万建設企業、120万建設労働者が本制度を利用し、その間の労働災害事故に対し、4億円を超える労災補償共済金を支払う実績をあげて、建設業における労災上積共済制度として大きな役割を果たしております。

業界は、建設工事における労働災害の防止に最大の努力を注いでおりますが、不慮の労働災害事故により建設労働者が殉職した場合、遺族の心境と不遇は察するに余りがあるところでございます。

本会が、広く業界全般を対象として実施しているこの建設労災補償共済制度は、建設労働者の福祉対策の重要な施策のひとつでありまして、今後ともさらに一層の普及をはかることが緊要であると考えております。

また、このことは、目下厳しい経営環境の下にある中小建設業者にとっては、法定外補償の負担が重荷となっていることから、建設工事費の積算にあたり、建退共済制度に準じて本共済制度の掛金相当額を発注工事費に積算算入していただくことが、是非共必要なものと思じます。

つきましては、すでに昨年12月26日付けをもって本共済制度の掛金相当額の積算方をご要望申し上げたところでございますが、その速やかな実現方につきまして格別のご高配を賜わりたく、再度のご要望を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

建設省通達

昭和51年7月2日

⑤

任意労災について

建設省計画局
建設労務資材調査室

- 1 任意労災とは、労働者災害補償保険法による労働者が労災事故により死亡した場合等に支給される労災給付（法定労災）の補完を目的とした制度である。
- 2 建設労働者の労働災害による死亡者数は年々減少傾向にはあるものの、他産業に比べ死亡者の構成比率は極めて高い。
(昭和50年全労災死亡者数3,725名、うち建設業1,582名(42.5%))
- 3 建設業界としては、労災保険法による一時金の増額を要望していたが、法律上の制度の改善にはいろいろ問題があり、実現しなかった。
このため、業界のニーズにこたえるべく(財)中小企業福祉共済団(労働省所管)が昭和45年に設立され、全国建設業協会と提携して共済事業を行ってきた。
51年3月末現在 共済契約者 1,837人、被共済者 77,000人
共済支払金額 44,700万円 [250人支払分]
- 4 建設省は、建設労働者の福祉対策の一環として、この制度を拡充強化するため、7月1日から中小企業福祉共済団を建設業福祉共済団と名称変更して、労働、建設両省の共管にするとともに(1)少額の掛金で多額の給付(2)余裕金の建設業への還元(還元融資)を可能な限り実現するよう指導することとしている。
また、これまで任意労災に対する掛金は事業主が負担していたが、労働者の福祉対策を推進する見地から、建設省では公共土木工事積算基準の現場管理費のなかに積算することとした。

建設業者団体の長あて

建設省建設経済局長 小野 邦久

建設労働者の福祉の充実について

今後、公共投資を中心として、着実な建設需要の増大が見込まれる一方、構造的な労働力不足時代の到来が予想されており、建設業における人材の確保が極めて重要な課題となっている。このような状況にあって、平成5年3月8日付けで中央建設業審議会より関係官庁あて建設業における人材の確保について建議がなされたところである。

建設業において人材を確保していくためには、建設労働者の雇用・労働条件の改善が不可欠であり、そのためには、各建設業者が法定福利制度である労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険へ加入することはもとより任意の制度である法定外福利制度への加入を促進すること等により建設労働者の福祉の充実を図ることも極めて重要である。

建設労働者の福祉の充実については、「建設業における生産システム合理化指針」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号）において、適正な指導を行うようお願いしているところであるが、今般、中央建設業審議会より建議がなされたことも踏まえ、貴会さん下の建設業者に対し、従来にもまして、下記の事項に努めるよう指導方お願いする。（上記建議における該当部分の抜粋を参照されたい。）

記

1. 法定福利制度である労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険については、必ず加入すること。
 2. 次に挙げる法定外福利制度についても加入等を推進すること。
 - (1) 労働・建設両省の所管に係る財団法人建設業福祉共済団が行う建設労災補償共済制度、建設業者団体が行う共済制度等のいわゆる法定外労災補償制度に加入するとともに、企業内の互助会等の設立・活用を図ること。
 - (2) 健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対して、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導すること。
 - (3) 厚生年金基金に加入すること。なお、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働者に対して、国民年金基金に加入するよう指導すること。
 - (4) 建設業退職金共済制度に加入する等退職金制度を確立すること。
- また、建設業退職金共済制度に加入している建設業者は、公共工事のみならず民間工事においても、共済証紙の購入、配布及び貼付を履行すること。さらに、民間工事も含め、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者で建設業退職金共済制度に加入しているものは、
- ①当該建設工事におけるすべての受注者に対する建設業退職金共済制度への加入の指導。
 - ②工事現場における「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識の掲示を行うこと。
3. 自らが使用するすべての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努めること。特に、常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期的健康診断を必ず行うこと。

中央建設業審議会建議（平成5年3月8日）における該当部分の抜粋

II. 対策の具体的方向

2. 「人」中心の対策を促進する方策
 - (2) 入職者の確保
 - ⑤機械化の推進等によって作業条件の改善を図り、力仕事を中心の「力」の現場から、知識、知恵、判断力等が尊重される「知」の現場へと転換を図るべきである。一方、高齢者は労働災害の危険性が大きいことから、今後、任意の労災補償制度への加入促進等、事故発生時のための備えにも充分配慮する必要がある。
 - (3) 人材の育成・定着
 - ⑩特に、建設業退職金共済制度については、今後、地方公共団体発注の公共工事、民間工事等における加入促進、総合工事業者による専門工事業者の加入促進等により一層の普及を図ることが重要である。このため、これらの観点も含め、本制度をより利用しやすいものとするため、掛金納付方法の近代化等制度及びその運用の在り方について官民挙げて早急に検討すべきである。

知事殿

建設省建設経済局建設業課長

経営事項審査の事務取扱について（通知）

建設業法施行規制の一部を改正する省令が制定されるとともに、平成6年6月8日付け建設省告示第1461号（以下「告示」という。）をもって建設業法第27条の23第1項の経営事項審査の項目及び基準が全面改正され、同日付け建設省経建発第135号をもって、建設省建設経済局長から今般の改正の趣旨について通知されたところである。

これらを踏まえ、従来の経営事項審査の事務取扱を見直すこととした。その主な内容は、新たな告示の施行を行うもののほか、経営状況の審査について、財務諸表の構造の違いによる個人の建設業者と法人の建設業者との評価の格差を解消するため、個人、法人別に評点を求める式を採用することとしたこと、及び総合評点の算出式について完成工事高に偏ることなく経営状況、技術力、社会性等を総合評点に的確に反映させるため、各審査項目の評価のウェイトを見直すとともに、経営事項審査における総合力、評価のウェイトが一目で分かるよう、算出式において各審査項目の評価ウェイトを明示することとしたことである。

今後標記の件に関しては、建設業法、建設業法施行令、改正後の建設業法施行規制、告示及び上記建設経済局長通知によるほか、下記により取り扱われる。

なお、昭和63年6月6日付け建設省経建発第128号をもって通知した「経営事項審査の事務取扱について」は廃止する。

記

(抜すい)

- 4 その他の審査項目（社会性等）について（告示第一の四関係）
 - (1) 労働福祉の状況について
 - イ 雇用保険加入の有無
 - ロ 健康保険及び厚生年金保険加入の有無
 - ハ 賃金不払の状況
 - ニ 建設業退職金共済組合加入の有無
 - ホ 退職一時金制度の状況
 - ヘ 企業年金制度は、厚生年金基金加入の有無
 - ト 法定外労働災害補償制度は、政府の労働災害補償保険とは別に上乘せ給付等を行うことを目的とするものであり、(財)建設業福祉共済団、(社)建設業労災互助会又は保険会社との間で労働災害補償保険法に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約であって①及び②に該当するものを締結している場合に、加点して審査するものとする。
 - ①当該給付が申請者の直接の使用関係にある職員だけでなく、申請者が請け負った建設工事を施工する下請負人の直接の使用関係にある職員をも対象とするものであること。
 - ②当該給付が労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付及び遺族給付の基因となった災害のすべてを対象とするものであること。

取扱機関一覧

(一社) 北海道建設業協会

〒060-0004 札幌市中央区北四条西 3-1 ☎011-261-6184

(一社) 青森県建設業協会

〒030-0803 青森市安方 2-9-13 ☎017-722-7611

(一社) 岩手県建設業協会

〒020-0873 盛岡市松尾町 17-9 ☎019-653-6111

(一社) 宮城県建設業協会

〒980-0824 仙台市青葉区支倉町 2-48 ☎022-262-2211

(一社) 秋田県建設業協会

〒010-0951 秋田市山王 4-3-10 ☎018-823-5495

(一社) 山形県建設業協会

〒990-0024 山形市あさひ町 18-25 ☎023-641-0328

(一社) 福島県建設業協会

〒960-8061 福島市五月町 4-25 ☎024-521-0244

(一社) 茨城県建設業協会

〒310-0062 水戸市大町 3-1-22 ☎029-221-5126

(一社) 栃木県建設業協会

〒321-0933 宇都宮市築瀬町 1958-1 ☎028-639-2611

(一社) 群馬県建設業協会

〒371-0846 前橋市元総社町 2-5-3 ☎027-252-1666

(一社) 埼玉県建設業協会

〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋 4-1-7 ☎048-861-5111

(一社) 千葉県建設業協会

〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-13-1 ☎043-246-7624

(一社) 東京建設業協会

〒104-0032 中央区八丁堀 2-5-1 ☎03-3552-5656

(一社) 神奈川県建設業協会

〒231-0011 横浜市中区太田町 2-22 ☎045-201-8451

(一社) 山梨県建設業協会

〒400-0031 甲府市丸の内 1-13-7 ☎055-235-4421

(一社) 新潟県建設業協会

〒950-0965 新潟市中央区新光町 7-5 ☎025-285-7111

(一社) 長野県建設業協会

〒380-0824 長野市南石堂町 1230 ☎026-228-7200

(一社) 岐阜県建設業協会

〒500-8502 岐阜市藪田東 1-2-2 ☎058-273-3344

(一社) 静岡県建設業協会

〒420-0851 静岡市葵区黒金町 11-7 大樹生命静岡駅前ビル 12 階 ☎054-255-0234

(一社) 愛知県建設業協会

〒460-0008 名古屋市中区栄 3-28-21 ☎052-242-4191

(一社) 三重県建設業協会

〒514-0003 津市桜橋 2-177-2 ☎059-224-4116

(一社) 富山県建設業協会

〒930-0094 富山市安住町 3-14 ☎076-432-5576

(一社) 石川県建設業協会

〒921-8036 金沢市弥生 2-1-23 ☎076-242-1161

(一社) 福井県建設業協会

〒910-0854 福井市御幸 3-10-15 ☎0776-24-1184

(一社) 滋賀県建設業協会

〒520-0801 大津市におの浜 1-1-18 ☎077-522-3232

(一社) 京都府建設業協会

〒604-0944 京都市中京区押小路通柳馬場東入橋町 645 ☎075-231-4161

(一社) 大阪建設業協会

〒540-0031 大阪市中央区北浜東 1-30 ☎06-6941-3650

(一社) 兵庫県建設業協会

〒651-2277 神戸市西区美賀多台 1-1-2 ☎078-997-2300

(一社) 奈良県建設業協会

〒630-8241 奈良市高天町 5-1 ☎0742-22-3338

(一社) 和歌山県建設業協会

〒640-8262 和歌山市湊通丁北 1-1-8 ☎073-436-5611

(一社) 鳥取県建設業協会

〒680-0022 鳥取市西町 2-310 ☎0857-24-2281

(一社) 島根県建設業協会

〒690-0048 松江市西塚島 1-3-17 ☎0852-21-9004

(一社) 岡山県建設業協会

〒700-0827 岡山市北区平和町 5-10 ☎086-225-4131

(一社) 広島県建設工業協会

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 8-23 ☎082-511-1430

(一社) 山口県建設業協会

〒753-0074 山口市中央 4-5-16 ☎083-922-0857

(一社) 徳島県建設業協会

〒770-0931 徳島市富田浜 2-10 ☎088-622-3113

(一社) 香川県建設業協会

〒760-0026 高松市磨屋町 6-4 ☎087-851-7919

(一社) 愛媛県建設業協会

〒790-0002 松山市二番町 4-4-4 ☎089-943-5324

(一社) 高知県建設業協会

〒780-0870 高知市本町 4-2-15 ☎088-822-6181

(一社) 福岡県建設業協会

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 3-14-18 ☎092-477-6731

(一社) 佐賀県建設業協会

〒840-0041 佐賀市城内 2-2-37 ☎0952-23-3117

(一社) 長崎県建設業協会

〒850-0874 長崎市魚の町 3-33 ☎095-826-2285

(一社) 熊本県建設業協会

〒862-0976 熊本市中央区九品寺 4-6-4 ☎096-366-5111

(一社) 大分県建設業協会

〒870-0046 大分市荷揚町 4-28 ☎097-536-4800

(一社) 宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東 2-9-19 ☎0985-22-7171

(一社) 鹿児島県建設業協会

〒890-8512 鹿児島市鴨池新町 6-10 ☎099-257-9211

(一社) 沖縄県建設業協会

〒901-2131 浦添市牧港 5-6-8 ☎098-876-5211

2022年4月現在

公益財団法人

建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 (虎ノ門琴平タワー11階)

☎0120-913-931

FAX 03-3591-8474

(午前9:00から午後5:00まで)

URL: <https://www.kyousaidan.or.jp/>